

議案第 6 9 号

交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例について

交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案

交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

第1条中「、交野市長」を「、交野市議会議員及び交野市長」に改める。

第2条中「交野市長」を「交野市議会議員及び交野市長」に改め、「作成単価7円51銭に」の次に「選挙の区分に応じて」を加える。

第4条中「当該候補者を通じて」の次に「選挙の区分に応じ、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。